

山梨県公報

号外第四十一号

平成二十一年

五月二十九日

日 曜 金

目 次

人事委員会

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………一

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十九号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年五月二十九日

山梨県人事委員会

委 員 長 渡 邊 貢

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

(平成二十一年六月に支給する勤勉手当の成績率)

- 2 平成二十一年六月に支給する勤勉手当に関する第十三条第一項及び第十三条の第二項の規定の適用については、第十三条第一項第一号中「百分の九十三以上百分の百五十以下」とあるのは「百分の八十七以上百分の百四十以下」と、「百分の百九以上百分の百九十以下」とあるのは「百分の百六以上百分の百七十以下」と、同項第二号中「百分の八十二・五以上百分の九十三未満」とあるのは「百分の七十七以上百分の八十七未満」と、「百分の百五・五以上百分の百十九未満」とあるのは「百分の九十四以上百分の百六未満」と、同項第三号中「百分の七十二」とあるのは「百分の六十七」と、「百分の九十二」とあるのは「百分の八十二」と、同項第四号中「百分の七十二未満」とあるのは「百分の六十七未満」と、「百分の九十二未満」とあるのは「百分の八十二未満」と、「百分の八十二未満」と、「第十三条の二第一項第一号中「百分の三十五超」とあるのは「百分の三十超」と、「百分の四十五超」とあるのは「百分の四十超」と、同項第二号中「百分の三十五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の四十五」とあるのは「百分の四十」とあるのは

「百分の四十」と、同項第三号中「百分の三十五未満」とあるのは「百分の三十未満」と、「百分の四十五未満」とあるのは「百分の四十未満」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番